

ひょうきけんとういんかい さいしゅうほうこくしょ ちゅうかんほうこく ぎろん ふ ほんけん めざ ねんご しょう ふくし しょうらいぞう びじょん めいかく  
○ 標記検討委員会の最終報告書では、中間報告の議論を踏まえ、本県が目指す、20年後の障がい福祉の将来像(ビジョン)をより明確にし、その  
じつげん む ばっくきゃすていんぐ かんが かんが かんが ぎょうせい じぎょうしゃ けんみん とうじしや ふく こんご とりくみ おこな めいじ  
実現に向けて、バックキャストिंगの考え方により、行政、事業者、県民(当事者を含む)が、今後、どのような取組を行うべきかを明示する。

### 【議論の視点(参考)】

- ① 津久井やまゆり園事件を契機に、地域共生社会の実現を図っていくべきではないか
- ② 障がい福祉において、家族目線・支援者目線ではなく、当事者目線の考えを徹底するべきではないか(意思決定支援など)
- ③ 強度行動障がい、高齢障がい者、医療的ケア児など困難性の高い課題に対し、県として果敢に取り組むべきではないか
- ④ 障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で、尊厳をもって、そのひとらしく暮らすことが当たり前であるべきではないか
- ⑤ 障がい者故の価値の創造や、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すという理念を生かすべきではないか

ちゅうかんほうこく 中間報告までの議論を踏まえて

### 【今後の取組み】

- ✓ **地域共生社会の実現**
  - ・ ともに生きる社会かながわ憲章の啓発普及
  - ・ 重層的支援体制整備事業の推進
  - ・ 地域包括ケアシステムの対象拡大 等
- ✓ **当事者目線の徹底と権利擁護**
  - ・ 意思決定支援の充実強化(全県展開)
  - ・ 当事者活動(ピアサポートなど)の充実
  - ・ 県立施設における支援の検証の継続 等
- ✓ **障がい福祉施策の充実強化**
  - ・ 強度行動障害総合支援事業(仮)の受託
  - ・ 医療的ケア児支援法の着実な施行
  - ・ 県立施設での地域生活移行の推進 等
- ✓ **地域の福祉資源の充実**
  - ・ 地域生活支援拠点の整備の推進
  - ・ 医療、教育、雇用、住宅、農業等との連携
  - ・ 福祉人材の確保、育成 等
- ✓ **新しい考え方、理念の積極的な取入れ**
  - ・ 文化芸術活動の推進
  - ・ 社会企業の振興
  - ・ 社会福祉連携推進法人の設立奨励 等

しょうらいぞう びじょん ようそ 将来像(ビジョン)の実現

### 【将来像(ビジョン)の要素】

- す な ばしよ さべつ うける 住み慣れた場所で、差別を受けることなく、安心して生活できる
- いつでも生活上の困難を相談できる機会、場所がある
- ほんにん い しけつてい そんちよう けんりようご 本人の意思決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能している
- しえんしゃ たいとう かんけい よく よき 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働できる
- じゆうど しょう ちいきせいかつ かのう し 重度の障がいでも地域生活が可能な支援体制がある
- いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいがある
- ちいき にな て かつやく のうりよく 地域の担い手として活躍でき、能力を生かした就労の機会がある
- いりよう きょういく かんれんりょういき れんけい 医療や教育などの関連領域との連携により、生活課題が解消される
- しょう ゆえ のうりよく はつき かがや 障がい故の能力が発揮でき、いのち輝く、豊かな暮らしを営むことができる
- たようせい ほうせつせい しゃかい じつげん 多様性と包摂性のある社会が実現し、その人らしい生活を送ることができる

### しょうらいぞう 将来像

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前となるほど浸透し、本人の意思決定を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図り、その人らしい生活を支えるサービス基盤整備が進んだ、いのち輝く地域共生社会

「ともに生きる社会かながわ」の実現

しょうらいてんぼうけんとういいんかいさいしゅうほうこくしょ とりまとめ むけて こんご ぎろん すすめかた あん  
**将来展望検討委員会最終報告書の取りまとめに向けての今後の議論の進め方(案)**

○ 将来像(ビジョン)からバックキャストした今後の取り組みについて、各回でテーマを絞って集中的に議論を行い、報告書を取りまとめる。

◎ 第6回委員会 11月中に開催予定

- ① 障がい福祉施策の充実強化
  - ・ 重度の障がいでも地域生活が可能な支援体制を構築するにはどうすべきか
  - ・ いきいきと過ごすことのできる日中活動の場と、快適な住まいを作るにはどうすべきか 等
- ② 障害者支援施設(県立施設含む)の20年後の姿、「普遍的な仕組み」の基本的な考え方

◎ 第7回委員会 12月中に開催予定

- ① 当事者目線の徹底と権利擁護
  - ・ 本人の意思決定が尊重され、権利擁護の仕組みが機能するようになるにはどうすべきか
  - ・ 支援者と対等な関係で、良き暮らし、良き社会を目指して協働するにはどうすべきか 等
- ② 地域の福祉資源の充実
  - ・ 地域の担い手として活躍でき、能力を生かした就労の機会を作るにはどうすべきか
  - ・ 医療などの関連領域との連携により、生活課題が解決できるようにするためにはどうすべきか 等

必要に応じ、各回でゲストスピーカーを招き、事例報告等を行ってもらう

◎ 第8回委員会 1月上旬に開催できないか

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 住み慣れた場所で、差別を受けることなく、安心して生活できるようにするにはどうすべきか
  - ・ いつでも生活上の困難を相談できる機関、場所を整備するにはどうすべきか 等
- ② 新しい考え方、理念の積極的な取入れ
  - ・ 障がい故の能力が発揮でき、いのち輝く、豊かな暮らしを営めるようにするにはどうすべきか
  - ・ 多様性と包摂性のある社会を実現し、その人らしい生活が送れるようにするにはどうすべきか 等

◎ 第9回委員会 2月上旬に開催できないか

○ 報告書(たたき台)について

◎ 第10回委員会 3月中に開催できないか

○ 報告書(案)について(取りまとめ)